

身近にあります！障がい者に関するマーク

～12月3日から12月9日までは障害者週間です～

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化のほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から障害者の日である12月9日までの1週間は障害者週間と定められています。

ところで、街には障がい者に関するいろいろなマークがありますが、皆さんお気づきですか？街でこれらのマークを見かけたら、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

マーク	名称	マークの意味
	障害者のための国際シンボルマーク	すべての障がい者を対象にしたシンボルマークで、障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。建物の規定など、マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。
	身体障害者標識	肢体不自由であることや聴覚障がいであることを理由に免許に条件が付いている方が運転する車に表示するマークです。(身体障害者標識の表示については努力義務、聴覚障害者標識の表示は義務となっています。) 危険防止のためなどのやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	聴覚障害者標識	
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。 例えば、横断歩道の歩行者用信号ボタンで見かけますが、この信号機は、視覚障がい者が安全に渡れるよう、青信号の時間が長めになっています。
	聴覚障害者シンボルマーク(耳マーク)	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は、外見からは分かりにくいために、「返事をしない」などと誤解をされたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりするなど、社会生活上で不安が少なくありません。 シールやカードなどにより、聞こえないことへの配慮を求める場合に使用されています。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)が、公共の施設や交通機関、民間施設(スーパーやレストランなど)でも同伴できることを知っていただくためのマークです。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されており、体の不自由な方の体の一部となって働いています。
	オストメイトマーク	人工肛門や人工膀胱を保有する方(オストメイト)を示すシンボルマークで、オストメイト対応のトイレの入口に表示されています。 オストメイト対応トイレには、排せつ物の処理、腹部の人工肛門の周辺の皮膚や装具の洗浄ができる設備が設けられています。
	ハートプラスマーク	身体の内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓)に障がいのあることを表しています。 内部障がい者は外見からは分かりにくく、「障がい者じゃないのに、障がい者用の駐車場を使っている」など、さまざまな誤解を受けることがあるため、障がいを持っていることへの配慮を求める場合に使用されています。

問合せ先 福祉介護課 社会福祉担当 (内線767・768)

環境大臣表彰受賞

昭和60年以来、長年にわたる資源集団回収を実施されるなど、地域ぐるみでごみの減量・リサイクル活動に積極的に取り組んでこられました。



北加積児童クラブ

循環型社会形成
推進功労団体

秋の叙勲受章



細岡 覚男さん
(上梅沢・71歳)
元市消防団副団長

瑞宝単光章

昭和41年に入団されてから40年の長きにわたり、市消防団員として務められました。西加積分団長や市消防団副団長を歴任され、多量の廃車火災が発生した際には、38時間放水し続けるなど、消防活動に尽力されました。

農家や商店主など事業者の皆さん
償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

償却資産の申告とは固定資産税の申告のことです。
固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋および償却資産の所有者に課される税金です。土地や家屋は主として登記の情報を基に課税しますが、償却資産については登記の制度がありません。そこで、地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の所有状況を資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません。
市内に事業用償却資産を所有する法人・個人の方は、所得税の確定申告や市・県民税の申告などとは別に償却資産の申告をする必要があります。

償却資産とは？ 固定資産税の対象となる償却資産とは、土地および家屋以外で事業用として使用している構築物や機械、運搬具、器具、備品などをいいます。確定申告時に、決算書に記載する減価償却資産(家屋や自動車税の対象となるものなどは除く)とおおむね同じものです。

対象 工場や商店を営んでいる方、駐車場・アパートを貸している方、農業や漁業を営んでいる方など、すべての事業者

① 市内で事業をされている方
平成24年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している法人ま

たは個人
② 市内に貸付資産のある方
平成24年1月1日現在で、貸し付けを業として市内に償却資産を貸し付けている法人または個人
③ 平成23年中に事業の廃業や解散をした方(償却資産抹消および事業所廃止の届けの申告)
申告方法 所定の様式の申告書を提出してください。申告書には所有する償却資産1品ごとに種類・品名・数量・取得年月・取得価額・耐用年数などを記載します。申告書は窓口、郵送および電子申告(エルタックス)により提出することができます。

申告期限 平成24年1月31日(火)まで
申告書の配布など 昨年度も申告された方には12月中に申告書を送付します。これまでに申告されていない方も、償却資産をお持ちの場合は申告が必要です。申告書と申告の手引きは税務課窓口にてお渡しします。また、市のホームページ上にも掲載していますので、ご利用ください。

償却資産の課税 資産ごとに取得価額・法定耐用年数・取得後の経過年数を考慮して課税標準額を計算し、その合計額に税率(本市は1・5%)を掛けたものが固定資産税の税額となります。
免税点 償却資産の課税標準の合計額が150万円未満となった

業種	資産
アパート経営	アスファルト舗装、フェンス、看板など
農業	あぜコンクリート、脱穀機、コンベヤー、糶摺り機、乾燥機など
飲食店	テーブル、椅子、厨房用具、カラオケ、ネオンサイン、レジスターなど
小売店	陳列台、ショーケース、レジスター、冷蔵庫、金庫、自動販売機、看板など
工場	施盤、プレス機、溶接機、切削工具、受変電設備など
サービス業	美容・美容器具、洗濯機、遊戯器具、テレビゲームなど
医療院	医療器具、パソコンなど
建設業	フォークリフトなどの大型特殊自動車、そのほか建設工業設備など

※自動車税・軽自動車税の対象となるものは「償却資産」の対象になりません。

場合は償却資産には課税されません。ただし、150万円未満でも申告は必要です。
申告をしなかった場合など、申告漏れがあった場合、不足税額に加え延滞金を徴収されることがあります。また、正当な理由がなく申告をしなかった場合には過料を、虚偽の申告をした場合には懲役または罰金を科されることがあります。

※そのほかご不明な点は、市のホームページをご覧ください。左記にお問い合わせください。

▼申告書の提出・問合せ先
税務課資産税担当(内線235)